

公 安 委 員 会	香川県警察本部及び警察署の警察職員の配置定員に関する規則の一部改正について	令和5年3月23日
説 明 資 料 No. 1		警 务 部

### 議題事項

香川県警察本部及び警察署の警察職員の配置定員に関する規則(平成12年香川県公安委員会規則第10号)の一部について所要の改正を行う。

#### 1 改正理由

令和5年度の組織改正については、運営重点のとおり「警察活動を支える基盤整備の強化と柔軟な組織運営の推進」に基づき、各種課題に対応するため組織の見直しを行うものである。

#### 2 改正内容

##### (1) 警察本部、警察署の配置定員（第2条、第3条関係）

###### ア 生活安全部の再編に伴うサイバー犯罪対策課（4月1日設置予定）の体制強化

生活安全部の再編に伴い、生活環境課サイバー犯罪対策室を体制強化した上で課に格上げし、深刻化・巧妙化するサイバー犯罪への対策、取締りをより一層強力に推進

###### イ 警衛・警護の体制強化

警備管理官の所掌事務を警衛・警護に関することを所掌するように拡大するとともに、警衛・警護係の体制を強化

###### ウ 綾歌交番の新設等

丸亀警察署の栗熊、富熊、岡田駐在所を統合し、体制を強化した上で綾歌交番を新設及び生活安全課の捜査・少年係の事務職員を警察官に振替え

##### (2) 派遣職員等（第4条関係）

語学研修等への派遣職員等の配置定員の見直し

#### 3 改正案

香川県警察本部及び警察署の警察職員の配置定員に関する規則の一部を改正する規則（案）のとおり

#### 4 施行期日

令和5年4月1日

公 安 委 員 会 説 明 資 料 No. 2	令和5年度における留置業務に関する実地監査 計画について	令和5年3月23日 警務部
----------------------------	---------------------------------	------------------

### 議題事項

**刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第18条の規定により、令和5年度における実地監査計画を策定する。**

#### 1 対象所属及び実施時期

本部留置管理課及び全警察署を対象とし、各所属の留置・護送状況等を勘案しながら四半期毎に数所属ずつ選定して実施する。

#### 2 監査官

##### (1) 本部直轄高松東留置施設

警務部の警視以上の階級にある警察官(警務部留置管理課長を除く。)

##### (2) (1)以外の留置施設

警務部留置管理課長

#### 3 監査項目

##### (1) 留置業務管理者等による指揮監督状況

##### (2) 被留置者の自殺及び逃走等の防止対策

##### (3) 留置場内への危険物等持ち込まれ防止対策

##### (4) 捜査と留置の分離及び捜査と留置の連携の実施状況

##### (5) 被留置者の性別及び属性等に応じた処遇の実施状況

##### (6) 留置施設の規律及び秩序の維持状況及び反則行為に対する禁止措置の実施状況

##### (7) 戒具の使用及び保護室への収容状況

##### (8) 適切な護送業務の推進

##### (9) 感染症への適切な対応

※ この他、必要に応じて監査項目を変更する場合がある。

公安委員会 説明資料No.3	道路交通法施行細則等の一部改正について	令和5年3月23日 交 通 部
-------------------	---------------------	--------------------

### 議題事項

## 道路交通法の一部を改正する法律（令和4年法律第32号）の施行及び制限外積載に係る高さ指定道路の区間追加に伴い、道路交通法施行細則等の一部を改正する。

### 1 改正理由

- (1) 道路交通法の一部を改正する法律（令和4年法律第32号。以下「改正法」という。）の施行に伴い、遠隔操作型小型車の交通方法等に関する規定、特定自動運行に係る許可制度に関する規定等が整備されたことから、関係規則について所要の改正を行うものである。
- (2) 道路管理者である香川県港湾課から、制限外積載に係る高さ指定道路の追加要望があり、車高3.8m以上4.1mを超えない自動車の通行に支障がないことを確認したことから、通行可能な指定道路を追加するものである。

### 2 改正内容

- (1) 道路交通法施行細則（平成12年香川県公安委員会規則第3号）

#### ア 遠隔操作型小型車関係

改正法の施行により、遠隔操作型小型車に係る届出制度が創設されたため、遠隔操作型小型車の使用者に対する報告又は資料の提出要求等の手続及びその様式を追加する。

#### イ 特定自動運行許可制度関係

改正法の施行により、特定自動運転に係る許可制度が創設されたため、特定自動運行実施者に対する報告又は資料の提出要求等の手續及びその様式を追加する。

#### ウ 安全運転管理者関係

改正法の施行により、安全運転管理者を選任する自動車の使用者の義務等に係る規定が整備されたため、自動車の使用者に対する是正措置命令の手續及びその様式を追加する。

#### エ 制限外積載に係る高さ指定道路の区間追加

香川県港湾課との協議により、「港湾道路における自動車の積載物の高さ制限（高さ4.1メートル指定道路）区間」を指定する。

#### オ その他

用語の定義の見直しに伴う所要の改正を行う。

- (2) 香川県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規則（平成12年香川県公安委員会規則第34号）

改正法の施行に伴い、

#### ア 遠隔操作型小型車関係

#### イ 安全運転管理者関係

#### ウ 特定自動運行許可制度関係

#### エ 自動車運転代行業関係

#### オ 緊急自動車の運転資格審査関係

についての専決規定を整備する。

- (3) 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行細則（平成14年香川県公安委員会規則第13号）

改正法の施行により、安全運転管理者を選任する自動車の使用者の義務等に係る規定が整備されたことから、安全運転管理者の解任命令等の手續及びその様式を追加する。

### 3 改正案

「道路交通法施行細則等の一部を改正する規則（案）」のとおり

### 4 施行期日

令和5年4月1日

報告事項

令和5年4月7日（金）県警察学校において、初任科第93期及び一般職員初任科第35期に対する入校式を挙行する。

### 1 入校式

#### (1) 日時・場所

令和5年4月7日（金）午後1時30分～

香川県警察学校体育館

#### (2) 入校生（69人）

ア 初任科第93期短期課程 31人（うち女性4人） 平均年齢22歳10か月

イ 初任科第93期長期課程 24人（うち女性5人） 平均年齢19歳3か月

ウ 一般職員初任科第35期 14人（うち女性11人） 平均年齢23歳2か月

#### (3) 出席者

ア 来賓

知事、県議会議長、高松地方検察庁検事正

イ 警察関係

公安委員会委員長、警察本部長、警察本部各部長、首席監察官、地域監、警務部統括参事官、学校長以下教職員

ウ その他

入校生家族

### 2 入校期間

#### (1) 初任科短期課程

179日間（令和5年4月1日（土）～令和5年9月26日（火））

#### (2) 初任科長期課程

301日間（令和5年4月1日（土）～令和6年1月26日（金））

#### (3) 一般職員初任科

25日間（令和5年4月4日（火）～令和5年4月28日（金））

### 3 式次第

裏面のとおり

## 式次第

- 1 開式
- 2 国歌斉唱
- 3 辞令交付及び入校許可
- 4 学生宣誓
- 5 校長式辞
- 6 本部長訓示
- 7 公安委員会委員長あいさつ
- 8 来賓祝辞
  - 香川県知事
  - 香川県議会議長
  - 高松地方検察庁検事正
- 9 閉式

公 安 委 員 会 説 明 資 料 No. 5	令和 4 年度香川県警察退職者表彰式の 実施について	令和 5 年 3 月 23 日 警 务 部
----------------------------	-------------------------------	--------------------------

### 報告事項

令和4年度香川県警察退職者表彰式を実施する。

#### 1 概要

令和4年度、定年等により退職する職員に対する退職者表彰式を行う。  
なお、式に先立ち、香川県警察本部において知事表彰式が行われる。

#### 2 香川県警察退職者表彰式

##### (1) 日時及び場所

令和 5 年 3 月 31 日（金）午前 10 時 00 分から  
警察本部 6 階大会議室

##### (2) 出席者

- ・ 退職者
- ・ 警察本部長、各部長、首席監察官及び地域監

##### (3) 式次第

- ・ 開式のことば
- ・ 警察庁長官警察功績章伝達
- ・ 中国四国管区警察局長警察功績章伝達
- ・ 警察本部長警察功績章及び賞詞授与
- ・ 警察本部長式辞
- ・ 閉式のことば

##### (4) 記念撮影

#### 3 知事表彰式

##### (1) 日時及び場所

令和 5 年 3 月 31 日（金）午前 9 時 30 分から  
警察本部 6 階大会議室

##### (2) 出席者

- ・ 退職者
- ・ 知事及び副知事
- ・ 警察本部長、各部長、首席監察官及び地域監

##### (3) 式次第

- ・ 開式の辞
- ・ 知事表彰
- ・ 知事式辞
- ・ 閉式の辞

公安委員会 説明資料No.6	「新入学（園）児の交通安全活動」の実施について	令和5年3月23日 交 通 部
-------------------	-------------------------	--------------------

### 報告事項

交通ルールに不慣れな新入学（園）児に対する県民の交通安全意識を高めるとともに、新入学（園）児に、正しい交通ルール・交通マナーの実践を習慣付け、交通事故防止を図ることを目的に実施する。

#### 1 期間

令和5年4月6日（木）から同月15日（土）までの10日間

#### 2 活動の基本

新入学（園）児の交通事故の防止

#### 3 実施主体

香川県交通安全県民会議（会長：知事）

#### 4 推進重点

- (1) 新入学（園）児及び保護者等の交通安全意識の醸成
- (2) 通学（園）路における交通安全の確保
- (3) 自転車のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底
- (4) 後部座席を含めた全ての座席のシートベルト着用とチャイルドシートの正しい使用の徹底

#### 5 期間中の主な取組

- (1) 交通監視活動の強化
  - ア 通学（園）路における交通指導取締りの強化
  - イ 横断歩行者等妨害等の交通指導取締りの強化等
- (2) 交通キャンペーン等の実施
  - ア 4/6 交通安全用品の贈呈式 [さぬき警察署]
  - イ 4/7 四箇小学校新一年生に対する交通安全教室 [琴平警察署]
  - ウ 4/11 大手前高校全校生徒に対する交通安全教室 [高松南警察署]
  - エ〃 観音寺中部中学校新一年生対象の自転車教室 [観音寺警察署]
  - オ 4/12 入学式当日における学校周辺での集団街頭立哨活動 [小豆警察署]
  - カ〃 附属坂出小学校新一年生に対する交通安全教室 [坂出警察署]
  - キ 4/13 高松桜井高校全校生徒に対する交通安全教室 [高松南警察署]
  - ク〃 竜川小学校新一年生対象の交通安全教室 [丸亀警察署]
  - ケ〃 詫問中学校新一年生に対する交通安全教室 [三豊警察署]

公 安 委 員 会 説 明 資 料 No. 7	公安委員会の交通規制（専決分）の実施について	令和5年3月23日 交 通 部
----------------------------	------------------------	--------------------

### 報告事項

公安委員会の交通規制（専決分）については、

- 一灯点滅式信号機の廃止及びこれに伴う一時停止の新設
- 車線増設に伴う進行方向別通行区分等の変更
- 交差点改良に伴う一時停止の新設、横断歩道の変更（増設）等の合計29か所（区間）を実施する。

## 1 交通規制の総括

交通規制の新設・変更・廃止 [合計29か所（区間）]

規 制 種 別	新設	変更	廃止	規 制 種 別	新設	変更	廃止
横 断 歩 道	1	1	1	一 時 停 止	5	0	0
二 段 停 止 線	0	0	1	自 転 車 歩 道 通 行 可	0	4	2
最 高 速 度	1	1	0	自 転 車 横 断 带	0	0	8
進 路 変 更 禁 止	0	1	0	信 号 機	0	0	1
進行方向別通行区分	0	1	0	計	7	9	13
右 左 折 方 法	0	1	0				

## 2 主な交通規制

- (1) 一灯点滅式信号機の廃止及びこれに伴う一時停止の新設  
高松市庵治町
- (2) 車線増設に伴う進行方向別通行区分等の変更  
高松市玉藻町 サンポート高松玉藻交差点
- (3) 交差点改良に伴う一時停止の新設、横断歩道の変更（増設）  
高松市鬼無町 高松市西消防署南交差点